

令和3年5月12日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

リベリアの新型コロナウイルス対策について(その16):

入国時検疫措置の一部変更(陰性結果証明の提示の義務化等)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 リベリア政府は、5月13日(木)から、同国入国時に、到着時刻の96時間以内に出発地で受けた COVID-19 検査の陰性結果書類及び旅程の提示を義務付けると発表しました。

2 また、同発表の中で、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール及びブラジルから入国する全ての旅行者(リベリア到着前の14日以内にこれらの国を訪問した者を含む)は、政府が指定する施設において、経費自己負担にて、義務的な予防観察期間を設けることが求められています。これらの旅行者は入国から7日目に検査を受け、陰性だった場合は施設を出ることができるとされています。

リベリア政府のプレスリリース

<https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100188950.pdf>

3 状況は今後も変わりうるので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

- (その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000570860.pdf>
- (その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008743.pdf>
- (その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100014622.pdf>
- (その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018109.pdf>
- (その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100022290.pdf>
- (その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026758.pdf>
- (その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100042749.pdf>
- (その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049813.pdf>
- (その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100053839.pdf>
- (その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100059155.pdf>
- (その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100064753.pdf>
- (その12) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100066240.pdf>
- (その13) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100067235.pdf>
- (その14) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100069616.pdf>
- (その15) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100119928.pdf>

以上